

開発許可関係申請事務取扱交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、市町長を経由する都市計画法（昭和43年法律第100号）および宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく開発許可関係申請について、事務の円滑な運営を図るため、市町に対して予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付金の対象となる申請)

第2条 交付金の対象となる申請は、次に掲げるもののうち、毎年1月1日から12月31日までの間において市町を所轄する土木事務所が受理したものとする。

- (1) 都市計画法第29条第1項または第2項の規定による許可の申請
- (2) 都市計画法第35条の2第1項の規定による変更の許可の申請
- (3) 都市計画法第42条第1項の規定による許可の申請
- (4) 都市計画法第43条第1項の規定による許可の申請
- (5) 宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可の申請
- (6) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可の申請
- (7) 都市計画法施行規則第60条第1項または第2項の規定による証明書の交付の申請

(交付金の算定)

第3条 知事は市町に対し開発許可関係申請等の件数に別表に定める額を乗じて得た金額を交付するものとする。

(実績報告)

第4条 交付金の対象となる申請を取り扱った市町長は、開発許可関係申請經由事務取扱実績報告書（別記様式第1-1号または第1-2号、以下「実績報告書」という。）を知事が定める日までに、所轄の土木事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 土木事務所長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは相違ない旨の証明を付して、知事に送付しなければならない。

3 市町長は、前2項に基づく実績報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(交付決定)

第5条 知事は前条の実績報告書を審査し、適当と認めるときは交付金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第2-1号または第2-2号）により該当市町長に通知するものとする。

(交付金の整理)

第6条 市町長は交付金の交付を受けたときは、その経理について明確に記載しておかななければならない。

(標準処理期間)

第7条 第5条の規定による交付決定通知書は第4条の実績報告書の提出があった日から30日以内に行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から施行し、平成21年度分の交付金から適用する。
- 2 平成21年度分の交付金における第2条の規定については、「毎年」とあるのは「平成21年」と、「土木事務所」とあるのは「1月1日から3月31日までの間」にあっては、振興局、地域振興局または県事務所」と、「4月1日から年12月31日までの間」にあっては、土木事務所」とする。
- 3 平成21年度分の交付金における第2条（7）に関しては、「毎年」とあるのは「平成21年」と、「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「7月1日から12月31日までの間」とする。
- 4 平成18年12月25日施行の開発許可関係申請事務取扱交付金交付要綱は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

別 表

申 請 の 区 分	1件当たりの額
(1) 都市計画法 第29条第1項または第2項の規定による許可の申請	1,620円
(2) 都市計画法 第35条の2第1項の規定による変更の許可の申請	1,620円
(3) 都市計画法 第42条第1項の規定による許可の申請	700円
(4) 都市計画法 第43条第1項の規定による許可の申請	700円
(5) 宅地造成等規制法 第8条第1項の規定による許可の申請	1,620円
(6) 宅地造成等規制法 第12条第1項の規定による変更の許可の申請	1,620円
(7) 都市計画法施行規則第60条第1項または第2項の規定による 証明書の交付の申請	700円

(様式第1-1号)

開発許可関係申請經由事務取扱実績報告書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

市町長

令和 年 開発許可関係申請經由事務取扱件数を次のとおり報告します。

月 別	(1)都市計画法 第29条 許可申請	(2)都市計画法 第35条の2 変更許可申請	(3)都市計画法 第42条 許可申請	(4)都市計画法 第43条 許可申請	(5)宅地造成等 規制法第8条 許可申請	(6)宅地造成等 規制法第12条 変更許可申請	(7)都市計画法 施行規則第60条第1項 証明書交付申請
1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
計							

市町担当者 氏 名
連絡先

上記のとおり相違ないことを認める。

令和 年 月 日

土木事務所長

(様式第1-2号)

開発許可関係申請經由事務取扱実績報告書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

市町長

令和 年 開発許可関係申請經由事務取扱件数を次のとおり報告します。

月 別	(7)都市計画法 施行規則第60条第2項 証明書交付申請
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
計	

市町担当者 氏 名
連絡先

上記のとおり相違ないことを認める。

令和 年 月 日

土木事務所長

(様式第2-1号)

第 令和 年(年) 月 日 号

(市 町 長) 様

滋賀県知事

印

令和 年 開発許可関係申請取扱交付金の交付決定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記交付金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条および開発許可関係申請事務取扱交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により交付することに決定したので通知します。

記

開発許可関係申請事務取扱交付金 金 _____ 円

(内 訳)

都市計画法 第29条許可申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

都市計画法第35条の2 変更許可申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

都市計画法 第42条 許可申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

都市計画法 第43条 許可申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

宅地造成等規制法 第8条 許可申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

宅地造成等規制法 第12条 許可変更申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

都市計画法施行規則 第60条 第1項 証明書交付申請 _____ 件 × 円 = _____ 円

(様式第2-2号)

第 号
令和 年(年) 月 日

(市 町 長) 様

滋賀県知事

印

令和 年 開発許可関係申請取扱交付金の交付決定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記交付金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条および開発許可関係申請事務取扱交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により交付することに決定したので通知します。

記

開発許可関係申請事務取扱交付金 金 _____ 円

(内 訳)

都市計画法施行規則 第60条 第2項 証明書交付申請 _____ 件 × _____ 円 = _____ 円